



出入国在留管理庁

2024-2025

Immigration Services Agency



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁

Immigration Services Agency

世界をつなぐ。 未来をつくる。

出入国在留管理庁の役割

出入国在留管理行政の基本的な役割は、人権を尊重しつつ、出入国及び外国人の在留の公正な管理を図ること、難民等を保護すること、そして外国人の受入れ環境整備に係る総合調整を行うことです。

そのため、出入国在留管理庁は、ルールを守る外国人を積極的に受け入れる一方で、我が国の安全・安心を脅かす外国人の入国・在留を阻止し、確実に我が国から退去させることにより、円滑かつ厳格な出入国在留管理を実現することや、諸外国や国際機関と協調し、真に保護を必要とする者を迅速かつ確実に保護することを目指します。

さらに、関係機関と連携し、日本国民と我が国社会に受け入れた外国人が良き隣人として共に暮らせる共生社会を実現することを目指し、これらを実現することにより、我が国の秩序ある社会の実現と経済・社会の健全な発展に寄与することを目指します。



01

円滑かつ厳格な
出入国審査

Smooth and Strict
Immigration Examinations



02

外国人の適正かつ
円滑な受入れ

Proper and Smooth Acceptance
of Foreign Nationals



03

共生社会の実現に向けた
外国人の受入れ環境の整備

Creating an Environment
Accepting of Foreign Nationals
Toward the Creation of a Society
of Harmonious Coexistence



05

難民等の適正な保護

Proper Protection
of Refugees



04

安全・安心な社会の実現に向けた
不法滞在者対策等の推進

Promotion of Measures Against
Illegal Residents to Realize
a Safe and Secure Society

入管業務の
5本の柱



出入国在留管理庁
マスコットキャラクター
イミグー

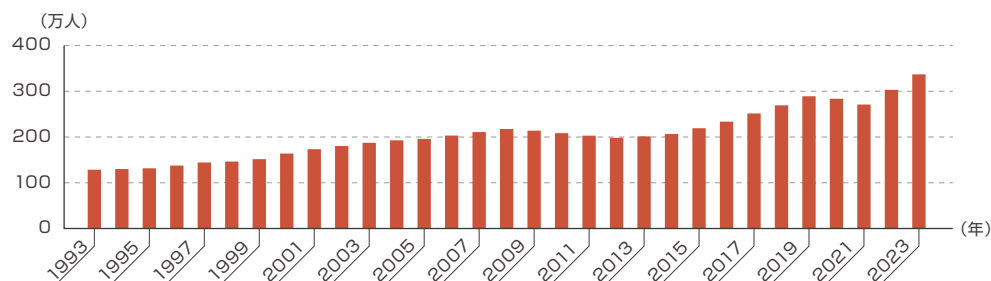


外国人をめぐる現下の状況

我が国に居住又は就労する外国人が増加する中で、そして観光立国や国際テロ対策を実現する上で、出入国在留管理庁の果たすべき役割は、ますます重要となっています。

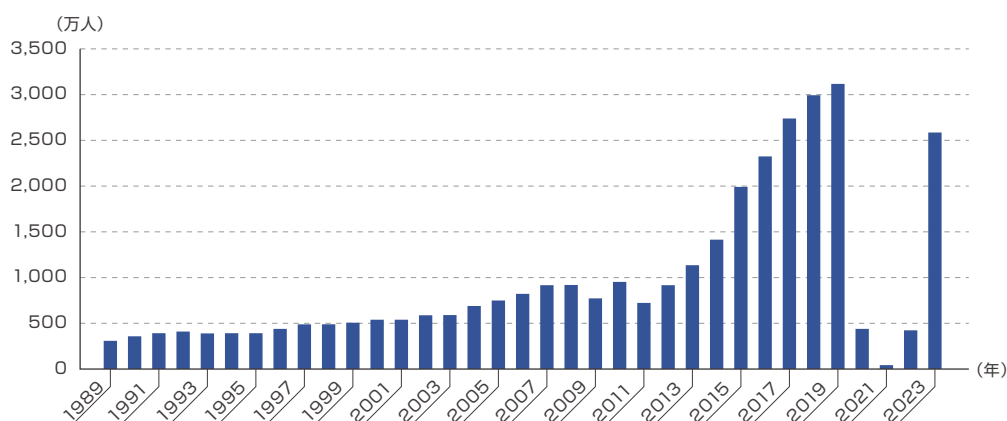
在留外国人数 の推移

2023年末で約341万人。
30年前から約2.6倍に増加



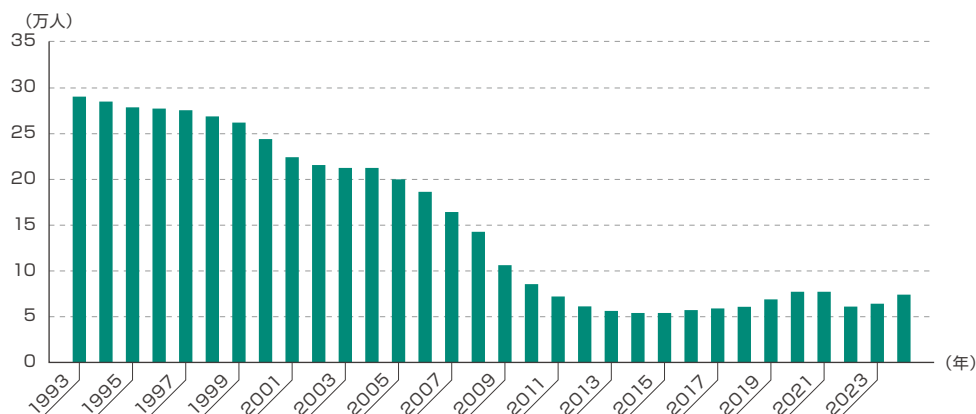
外国人入国者数 の推移

2023年は約2,583万人。
コロナ前の約8割まで回復



外国人不法残留者数 の推移

1993年には約30万人に
及んだが、近年は7万人前
後で推移



出入国在留管理基本計画

出入国在留管理基本計画（2019年4月）の基本方針



我が国の経済社会に活力をもたらす外国人を積極的に受け入れていく

開発途上国等への国際貢献の推進を図るとともに、技能実習生の保護の観点から技能実習制度の適正化を推進する

受け入れた外国人との共生社会の実現に向けた環境を整備していく

訪日外国人旅行者の出入国手続を迅速かつ円滑に実施することで観光立国の実現に寄与する

安全・安心な社会の実現のため、厳格かつ適切な入国審査及び在留管理と不法滞在者等に対する対策を強化していく

難民問題については、国際社会の一員として、適正かつ迅速な保護の推進を図っていく

Outline

入管庁のあらまし

入管の組織・機構

- 出入国在留管理庁は、2019年4月に法務省入国管理局を改組し、法務省の外局として設置されました。
- 出入国在留管理庁の組織は、内部部局、施設等機関及び地方支分部局からなります。内部部局には総務課、政策課のほか、出入国管理部、在留管理支援部が設置されています。そのほか、施設等機関として入国管理センター（2か所）、地方支分部局として全国に地方出入国在留管理局（8局）、同支局（7局）及び出張所（61か所）が置かれています。

出入国在留管理庁機構図

2024年4月1日現在

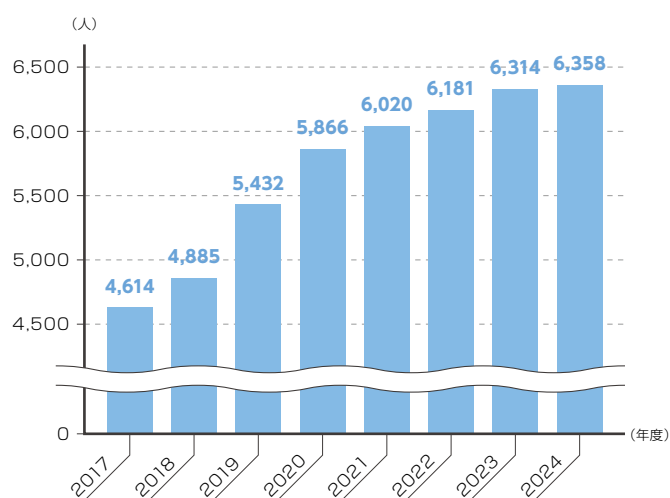
※（）内の数字は、職又は組織体の数を示しています。
※公文書監理官は充て職





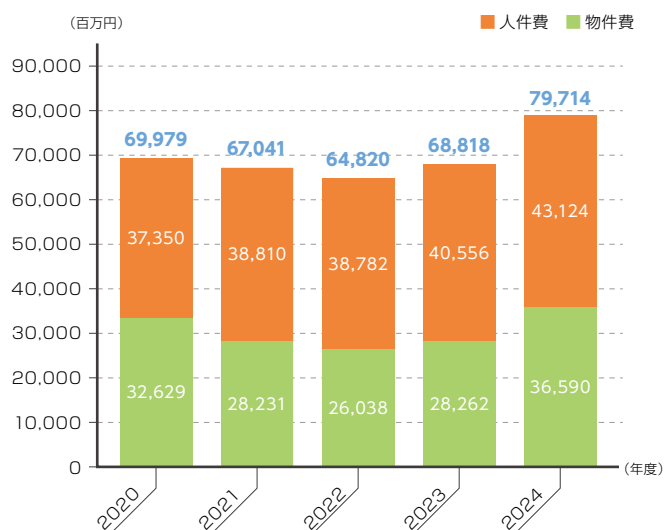
職員数

出入国在留管理行政に携わる職員は全国で6,358人（令和6年度末）います。このうち、出入国審査や在留審査等を行う「入国審査官」は3,991人。不法入国者等を摘発し国外への退去強制業務を行う「入国警備官」は1,676人。このほか、一般事務を行う法務事務官や医師・看護師等の法務技官は、合わせて691人います。



予算

令和6年度における出入国在留管理庁関係の予算額は、797億円で、うち約54.1%が人件費です。



沿革

昭和 25 (1950) 年
外務省の外局として「出入国管理庁」を設置（1入国者収容所、5出張所）

昭和 26 (1951) 年
「入国管理庁」に（2入国者収容所、11出張所）

昭和 27 (1952) 年
法務省の内局として「入国管理局」に（2入国者収容所、12入国管理事務所）

昭和 56 (1981) 年
地方組織の再編（2入国者収容所、8局、2支局のほか出張所）

平成 31 (2019) 年
法務省の外局として「出入国在留管理庁」を設置



入国審査官



入国警備官

1 円滑かつ厳格な出入国審査

日本の玄関を守り人々のスムーズな移動のために

コロナ禍の後、外国人入国者数が再び増加傾向に転じる中、観光立国の実現に貢献するため、問題のない外国人について円滑な入国審査を実施するとともに、日本国民の生命と安全を守るため、テロリストや犯罪者などの外国人については、厳格な入国審査を実施し、その入国を確実に阻止することが必要です。

出入国在留管理庁では、入国審査官による日々の入国審査を通じて、デジタル技術を活用したり情報分析を強化しつつ、これらの2つの目的を果たすべく取り組んでいます。



入国審査官の業務

出入国の審査

我が国へ上陸しようとする外国人は、免除対象者を除き個人識別情報（指紋及び顔写真）を提供するとともに、入国審査官からインタビューを受けます。入国審査官は、上陸のための条件に適合しているかどうかの審査を行い、これらの条件に適合すると認められたときに上陸を許可します。

また、出国しようとする外国人に対しては、出国の確認を行います。さらに、日本人の出帰国についても、入国審査官がその事実の確認を行っています。



入国審査官による入国審査

入国審査手続の流れ

1

日本の出入国港に着いた外国人は、個人識別情報を提供します。



2

入国審査官は、パスポート等を見て外国人の入国を認めてよいかどうか審査します。



3

パスポートに上陸の許可をします。



入国警備官の業務

不法入国の防止のため、空海港において、不審者の監視や摘発、パトロール活動などを行っています。



空港パトロール



海港・沿岸パトロール

円滑な出入国審査のために ～観光立国の実現に向けて～

観光立国の実現に貢献するため、問題のない外国人に対しては円滑な入国審査を実施するべく、様々な取組を行っています。

■顔認証ゲート

日本人の出帰国手続の合理化を図るため、2017年10月から事前登録手続を必要としない顔認証ゲートを導入、運用開始。2019年7月から、外国人の出国手続における運用も開始



顔認証ゲート



バイオカート



共同キオスク

■バイオカート

外国人の入国手続の迅速化を図るため、2016年10月から、審査待ち時間に指紋及び顔写真の提供を受けるための機器を導入

■自動化ゲート（指紋認証ゲート）

事前に利用希望者登録を行った日本人及び一定の要件を満たす外国人が、パスポートと指紋の照合により自動的に出入（帰）国手続を行うことができるゲートを2007年から導入

■共同キオスク

税関・入管手続で重複する手続の解消による時間短縮を図るため、2024年1月から、羽田空港第2ターミナルにて、これまで税関・入管それぞれに提供していた旅券情報等を同時に提供することを可能とする共同キオスクの実証実験を開始

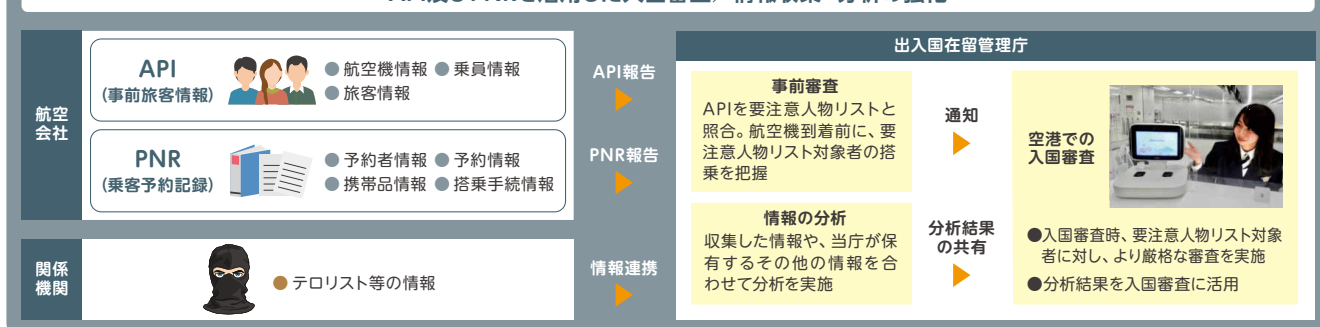
そのほか、クルーズ船で日本を訪れる外国人の増加を受け、出入国在留管理庁長官が指定するクルーズ船の外国人乗客を対象として、簡易な手続で入国を認める「船舶観光上陸許可」制度を導入するなどし、クルーズ船の外国人旅客に対する入国審査手続についても円滑化を図っています。

厳格な出入国審査のために ～水際対策の強化（国際テロ対策）～

国民の生命と安全を守るためには、観光客を装ったテロリストや犯罪者など、不正な目的で日本に入国しようとする者を水際で阻止することが極めて重要です。

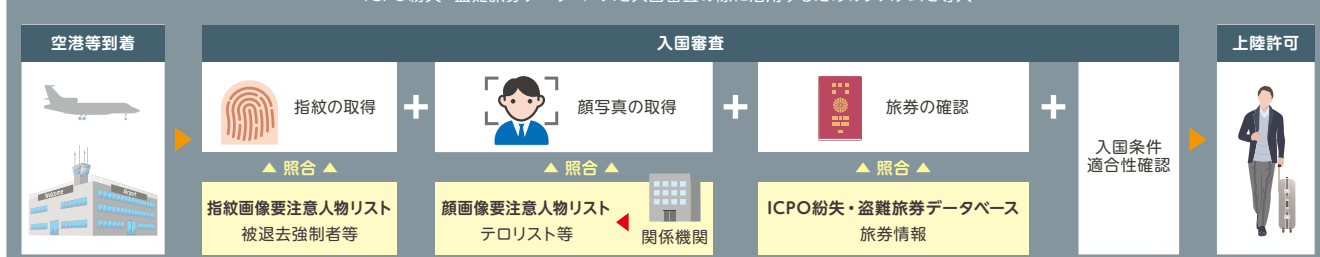
出入国在留管理庁では、これらの者を確実に発見するため、厳格かつ効果的な入国審査や警戒・監視活動を行っています。

API及びPNRを活用した入国審査／情報収集・分析の強化



個人識別情報を活用した入国審査／ICPO紛失・盗難旅券データベースの活用

入国審査時に、個人識別情報（指紋及び顔写真）の提供を義務付け、要注意人物リストと照合
ICPO紛失・盗難旅券データベースを入国審査の際に活用するためのシステムを導入



2 外国人の適正かつ円滑な受入れ

目的に沿った外国人の在留を実現するために

在留外国人が増加の一途を辿る中、安全・安心な社会の実現のため、適正な在留管理を実現しつつ、深刻化する人手不足に対応し、また、我が国の経済社会に活力をもたらすため、高度外国人材等の円滑かつ積極的な受入れを進める必要があります。

出入国在留管理庁では、入国審査官による在留審査を基本として、オンライン手続の活用による利便性の向上や、高度外国人材の受入れ等に関する制度の導入・運用を通じて、これらの目的を果たすべく取り組んでいます。



入国審査官の業務

外国人の在留審査

日本に在留する外国人は、上陸の時に決定された在留資格と在留期間の範囲内であれば自由に安心して活動することができます。その在留資格を変更したい、在留期間を超えて在留したいなどというときは日本の法令に基づいて地方出入国在留管理局で許可を受けなければなりません。

そこで、地方出入国在留管理局では、入国審査官が在留中の外国人からの各種申請（在留期間の更新、在留資格の変更等）に係る審査を行っています。

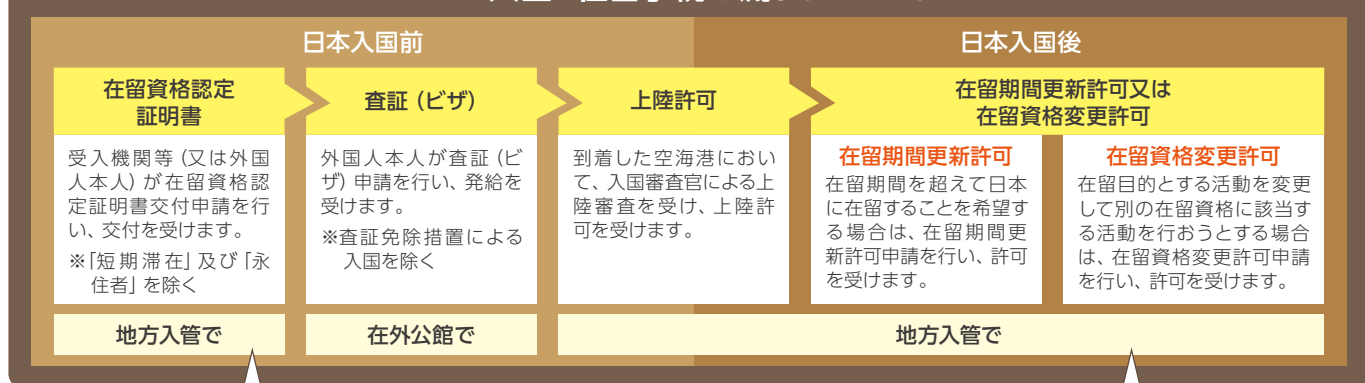
我が国は、このように在留資格や在留期間により、外国人の日本における活動と在留を認めると同時に、これらの審査を通じて日本国民の利益や治安が害されることがないように配慮しつつ、外国人の在留の適正な管理に努めています。

※在留資格一覧表についてはP17、18を御覧ください。



在留審査窓口

入国・在留手続の流れについて



在留資格認定証明書

入国審査手続の簡易・迅速化を目的として1990年に導入された在留資格認定証明書制度は、日本に入国しようとする外国人が、日本で行おうとする活動内容がいずれかの在留資格（「短期滞在」及び「永住者」を除く）に該当するものであるか等、上陸のための条件に適合しているかを事前に審査し、証明するものです。本証明書を提出・提示することにより、速やかに査証発給や上陸許可を受けることができます。

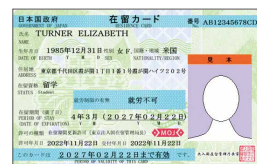
また、更なる利便性向上等のため、2023年3月から、証明書を電子メールで受け取ることが可能となりました。



在留資格認定証明書

中長期在留者の在留管理

我が国に中長期間在留する外国人の在留状況を継続的に把握するため、在留カードを交付し、住居地等の記載事項に変更が生じた際に届出を義務付けています。



在留カード

利用者の利便性向上のために ～オンラインによる在留手続～

インターネットを利用したオンラインによる在留手続は、一定の要件を満たす所属機関の職員の方及び弁護士・行政書士の方に限定されていましたが、2022年3月からマイナンバーカードの個人認証機能等を活用することで、外国人本人などによる申請が可能となりました。

事前にオンライン上での利用者情報登録や郵送等による利用申出を行う必要があります。

1 地方出入国在留管理局の窓口に出向く必要はありません。



2 自宅やオフィスから24時間、365日申請可能です。 **24H 365DAY**
※年に数回メンテナンスのために停止する場合があります。

3 システムの利用料金はかかりません。

\ Free /

4 在留カードを郵送でも受領できます。



こんな
メリットが
あります！



「らすっぴ」
オンラインによる
在留手続の
PRキャラクター

高度外国人材の受入れ促進のために

海外の優秀な人材を積極的に受け入れ、新たなイノベーションを生み出していくため、「高度人材ポイント制による出入国在留管理上の優遇制度」を設け、高度外国人材の受入れを促進しています。本制度は、優れた能力や技術等をもつ人材（高度外国人材）を「ポイント制」という仕組みを通じて認定し、出入国在留管理上の優遇措置（一定の条件の下での親の帯同や家事使用人の雇用等）を講じる制度です。

また、2023年4月には、特別高度人材制度（J-Skip）及び未来創造人材制度（J-Find）が創設されました。J-Skipは、学歴又は職歴と、年収が一定の水準以上であれば「高度専門職」の在留資格を許可する制度です。J-Findは、優秀な海外大学等を卒業するなどした外国人が、本邦において就職活動又は起業準備活動を希望する場合に「特定活動」（未来創造人材）の在留資格を許可する制度です。



人手不足分野における人材育成及び人材確保のために

技能実習制度の見直し （育成就労制度の創設）

1993年に創設された技能実習制度は、これまでに数多くの技能実習生を我が国で受け入れ、身につけた技能等を母国に持ち帰っていただき、開発途上国の発展に寄与してきました。

他方、技能実習制度については、さまざまな課題も指摘されているところ、法律の規定による検討の時期に差し掛かったことから、本制度を実態に即して発展的に解消し、人手不足分野での就労を通じた人材育成及び人材確保を目的とする育成就労制度を創設する法改正を行いました（2024年6月成立）。

特定技能制度（右記）とともに、日本が魅力ある働き先として選ばれる国になるという観点に立って、地方における人材確保にも留意しつつ、改正法の円滑な施行に向けて準備を進めるとともに、外国人との共生社会の実現に向けた受入れ環境整備に取り組んでいきます。

特定技能制度の適正化

深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」が2019年4月1日に設けられました。

関係省庁と連携して制度の運用方針を定めているほか、送出国政府との二国間取決め（MOC）の作成や、特定技能外国人の雇用を希望する企業向けのマッチングイベント、海外にいる外国人向けの説明会を開催するなど、特定技能制度の円滑な運用に向けた様々な取組を行っています。

また、育成就労制度の創設（左記）と併せて、特定技能制度の適正化を図る法改正を行いました（2024年6月成立）。これを受けて、特定技能制度は、受入れ企業と地方公共団体との連携の強化を含め、更なる適正化を図っていきます。

3 共生社会の実現に向けた外国人の受入れ環境の整備

全ての人が良き隣人として暮らせるために

日本人と外国人がともに、安全・安心に暮らすことのできる共生社会の実現のため、政府として、外国人の受入れ環境の整備を進めています。

出入国在留管理庁は、2019年4月、法務省入国管理局から改組され、従来の出入国審査や在留審査などに加えて、外国人の受入れ環境の整備に関する企画立案や総合調整を担うことになりました。政府の司令塔としての施策の取りまとめや、地方公共団体等とも協力しつつ、生活者としての外国人の支援に取り組んでいます。



政府の司令塔として総合調整機能を果たすために

外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ

「外国人との共生社会の実現のための有識者会議」において取りまとめられた意見書が、2021年11月に関係閣僚会議（関係省庁の大臣を構成員として設置される協議会）の共同議長である法務大臣に提出されました。この意見書を踏まえ、2022年6月、政府において、我が国の目指すべき外国人との共生社会のビジョン、その実現に向けた2026年度までを対象期間とする中長期的な課題及び具体的施策を示すロードマップを決定しました（2024年6月に一部変更）。

政府においては、ロードマップ及び下記総合的対応策に基づき、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を一層推進していくこととしています。

外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ [3つのビジョン]

- 1 安全・安心な社会**
外国人と一緒に作る社会。みんなが、安全で安心して生活できる社会
- 2 多様性に富んだ活力ある社会**
国や文化の違う人みんなが社会に参加し、能力をしっかりと出せる、活力のある社会
- 3 個人の尊厳と人権を尊重した社会**
みんなが尊厳と人権を大切にする、差別や偏見のない社会

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策

2018年12月、外国人材の受入れ・共生のための取組を政府一丸となって推進していく観点から、労働環境、教育、医療、住宅など生活の様々な場面に関する施策が盛り込まれた「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を取りまとめました。以後、6度の改訂を行っており、直近では2024年6月に改訂を行いました。

総合的対応策では、共生社会の実現のために政府において単年度に取り組むべき施策を示しています。

地方公共団体等との連携

受入環境調整担当官を通じた連携

2019年4月から地方出入国在留管理官署（一部を除く。）に「受入環境調整担当官」を配置し、地方公共団体の要望を踏まえ、在留外国人に係る相談窓口職員を相談員として適宜派遣するほか、相談業務に従事する地方公共団体職員等に対し、情報提供や研修を行っています。

また、地域における多文化共生施策の推進を図るため、受入環境調整担当官の体制配備を図るとともに、地方公共団体等との連携・協力の下に、地域における情報収集や収集した好事例などの有益な情報を、地方公共団体等へ展開しています。

一元化的相談窓口への支援

生活に関わる悩みや疑問を抱えた在留外国人が、適切な情報や相談場所に到達できるよう、地方公共団体が情報提供及び相談を行う一元化的相談窓口の設置・運営の取組を交付金などにより支援しています。



一元化的相談窓口の相談風景

外国人の在留支援のために

■在留外国人への相談対応

主に在留資格等に関する手続の案内業務を実施する相談窓口として、外国人在留総合インフォメーションセンターを各地方出入国在留管理局・支局（空港支局を除く。）に設置しています。

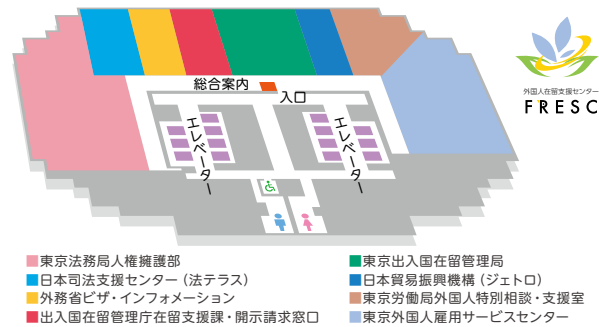
近年、在留外国人が抱える生活上の困りごとへの対応の必要性も高まってきていることから、従来の入管手続の案内に加え、在留支援担当部門と連携し、生活全般に係る相談にも対応しています。

また、2020年7月には、「外国人在留支援センター（FRESC）」を開所しました。同センターでは、外国人の在留支援に関連する4省庁8機関（東京出入国在留管理局、東京法務局人権擁護部、法テラス等）がワンフロアに入居し、入居機関が連携しながら、在留資格や法律トラブル等に関する相談対応を行うほか、地方公共団体が設置する一元的相談窓口からの問合せへの対応、地方公共団体職員への研修、情報提供等の支援を行うなど、外国人の在留を支援する拠点を整備しています。



外国人在留総合インフォメーションセンター

外国人在留支援センターフロアガイド コモレ四谷 四谷タワー 13F



■生活のために必要な情報の発信

在留外国人が我が国において安全・安心に生活・就労できるようにするために必要な基礎的情報（在留手続・労働関係法令・社会保険・防犯・交通安全等）をまとめた「生活・就労ガイドブック」を政府横断的に作成し、出入国在留管理庁ホームページの「外国人生活支援ポータルサイト」において、16言語で掲載しています。

また、2024年3月には、生活オリエンテーション動画も作成・公開しました（出入国在留管理庁ホームページ及びYouTube法務省チャンネルで公開中）。

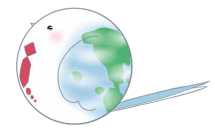


生活・就労ガイドブック

生活オリエンテーション動画
(出入国在留管理庁ホームページ)生活オリエンテーション動画
(YouTube法務省チャンネル)

■在留支援のための「やさしい日本語」の普及

国や地方公共団体等におけるやさしい日本語（難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮したわかりやすい日本語）の活用を促進するため、2020年8月に「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」を作成しました。地方公共団体職員への研修等により、やさしい日本語の普及・活用を推進しています。

在留支援のための
やさしい日本語ガイドラインイメージキャラクター
「ことりん」

■外国人支援コーディネーターの育成・認証

生活上の困りごとを抱える外国人を適切な支援につなげることでできる人材を育成・認証するため、外国人の複雑・複合的な相談内容に対して適切な解決策まで導くために必要な知識及び技術などを学ぶ外国人支援コーディネーター養成研修を実施します。

初回となる2024年度の養成研修は、地方公共団体職員等を対象に、2024年8月から行っています。

4 安全・安心な社会の実現に向けた 不法滞在者対策等の推進

日本の安全、安心を守るために

外国人の一部には、不法入国や不法上陸した人、在留期間を経過して不法残留をしたり資格外活動を行っている人、あるいは一定の刑罰に処せられた人など、我が国の社会にとって好ましくないと認められる人たちがいます。

出入国在留管理庁は、そのような外国人を法令に基づき国外に退去させることで、国民の安全や利益が害されることを防止し、安全・安心な社会の実現のために取り組んでいます。



退去強制手続について

摘発などを通じて入管法に違反している疑いのある者を確認した場合には、違反調査、違反審査及び口頭審理等を通じ、事実関係のほか、外国人の情状をくみ取るための手続を慎重に行っています。退去強制と決定された外国人は速やかにその国籍国などに送還されることになっています。

なお、我が国では入管法に定める退去強制事由に該当した外国人の全てが退去強制と決定されるのではなく、日本での生活歴、家族状況等が考慮され法務大臣から在留を特別に許可される場合があります。

また、入管法に違反した人のうち、一定の要件を満たす人については、出国命令により簡易な手続で出国することができます。



入国警備官

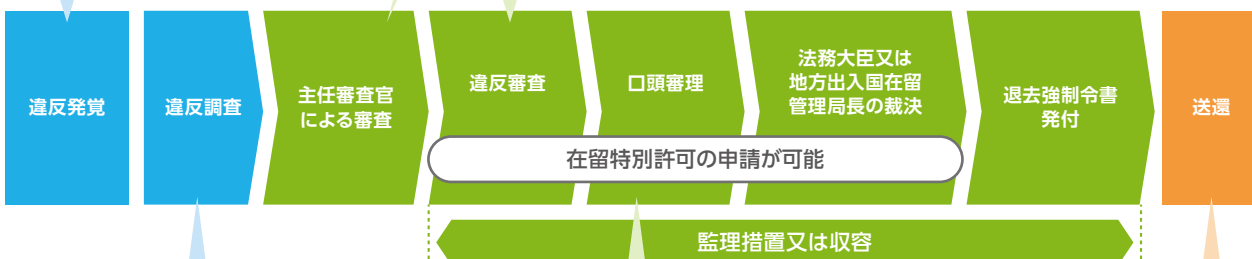
退去強制の流れ



主任審査官は、容疑者が退去強制事由に該当すると疑うに足る相当の理由があると認めるときは、監理措置に付すか収容するかを審査します。

入国審査官は、退去強制事由に該当するかどうかを認定します。

※入国審査官の認定に不服がある場合には、特別審理官による口頭審理を請求することができます。



入国警備官が違反の事実を調査します。



特別審理官は、入国審査官の認定に誤りがないかどうかを判定します。

※特別審理官の判定に不服がある場合は、法務大臣に対し異議の申出ができます。



送還忌避・長期収容問題を解決するための改正入管法

従来の出入国管理及び難民認定法（入管法）では、我が国からの退去が行政手続において確定した者であっても、難民認定申請中は、その理由及び回数を問わず一律に送還が停止される（送還停止効）こととされており、送還を回避する手段として難民認定申請を濫用する者や、送還の忌避を原因とした収容の長期化が問題となっていました。これらの課題を解決するための改正入管法が2023年6月に成立・公布され、2024年6月に全面施行されました。

改正入管法の概要

■送還忌避問題の解決

- ▶①3回目以降の難民等認定申請者（申請に際し、難民等と認定すべき「相当の理由がある資料」を提出した者を除く。）、②3年以上の実刑前科者、③外国人テロリスト等について、送還停止効の例外規定を創設し送還可能とした。
- ▶送還が事実上不可能となっている者等（例：航空機内で送還妨害行為に及んだ者）に対し、罰則付きの退去等命令制度を創設した。

■収容をめぐる諸問題の解決

- ▶監理人の監理の下で収容しないで退去強制手続を進めることを可能とする監理措置制度を創設し、個別の事情に基づいて、退去強制手続対象者を監理措置に付すか収容するか審査するとともに、一旦収容された場合であっても退去強制を受ける者が収容されている期間が継続して3月に達するごとに、監理措置決定の可否を検討することとした。
- ▶適正な処遇の実施のため、常勤医師の兼業要件の緩和、強制治療や3か月ごとの健康診断の実施等に関する規定を整備した。

処遇の適正化に向けた取組

2010年9月の日本弁護士連合会との合意により、収容に関連する諸問題について協議等を開始しており、入国者収容所等の被収容者に関し、弁護士会による定期的な電話相談などが実施されています。

2021年8月に公表した「名古屋出入国在留管理局被収容者死亡事案に関する調査報告書」に挙げられた改善策等を踏まえ、全官署への翻訳機器の配備、救急対応マニュアルの作成や新規入所者全員への健康診断の実施など、医療体制の強化を進めています。

また、警備処遇の透明性の確保等を目的として、東京出入国在留管理局及び大阪出入国在留管理局の2か所に入国者収容所等視察委員会を設置しています。各委員会は、収容施設の視察や被収容者との面接、被収容者からの投書の確認及び会議を実施し、これらを踏まえ、入国者収容所長等に意見を述べており、各委員会から提出された意見については、対応可能なものから措置を講じるよう努めています。



被収容者の健康診断（血圧測定場面）

被退去強制者の送還促進

送還を忌避する者については、自らの意思で帰国するよう説得するとともに、それでもなお送還を忌避する者には、法の規定に基づき、最終的には護送官を付した上、定期就航便で送還するほか、2013年から、機長から搭乗を拒否されることなく、かつ、送還先が共通する相当数の被退去強制者を一度に確実に送還できるチャーター機による集団送還を実施しています。

また、帰国する意思はあるものの、帰国後の生活不安を主な理由として送還を忌避する者のうち、人道的配慮が必要と認められる者に対しては、IOM駐日事務所の協力を得て、2013年度から自主的帰国及び社会復帰支援プログラムを実施しています。

自主的帰国及び社会復帰支援プログラムの概要



5 難民等の適正な保護

国際社会の一員としての責務を果たすために

我が国は、難民の地位に関する条約及び難民の地位に関する議定書に加入し、1982年1月1日に、我が国において発効し、同条約等に定められている各種の保護措置を難民に保障することになりました。また、国際情勢の変化の中で、紛争避難民なども発生しています。

出入国在留管理庁は、国際社会の一員としての責務を果たすため、これら難民等の適正な保護に取り組んでいます。



難民等認定手続について

難民認定

出入国在留管理庁では、日本にいる外国人からの申請に基づく難民であるか否かの審査や、難民と認定した者に対する「難民旅行証明書」の交付などを行っています。また、空海港においては、庇護を申請する外国人で難民に該当する可能性がある者などに対し、一時的な入国・滞在を認める「一時庇護のための上陸の許可」などの事務も行っています。

また、より公正・中立な手続で難民の適切な庇護を図るため、2005年に難民審査参与員制度が創設されました。この制度により、難民不認定等に対して不服申立てがなされた場合、大学教授や弁護士等で構成された3人の難民審査参与員が審理手続を行い、法務大臣は、難民審査参与員の意見を聴いて裁決しなければならないこととされています。

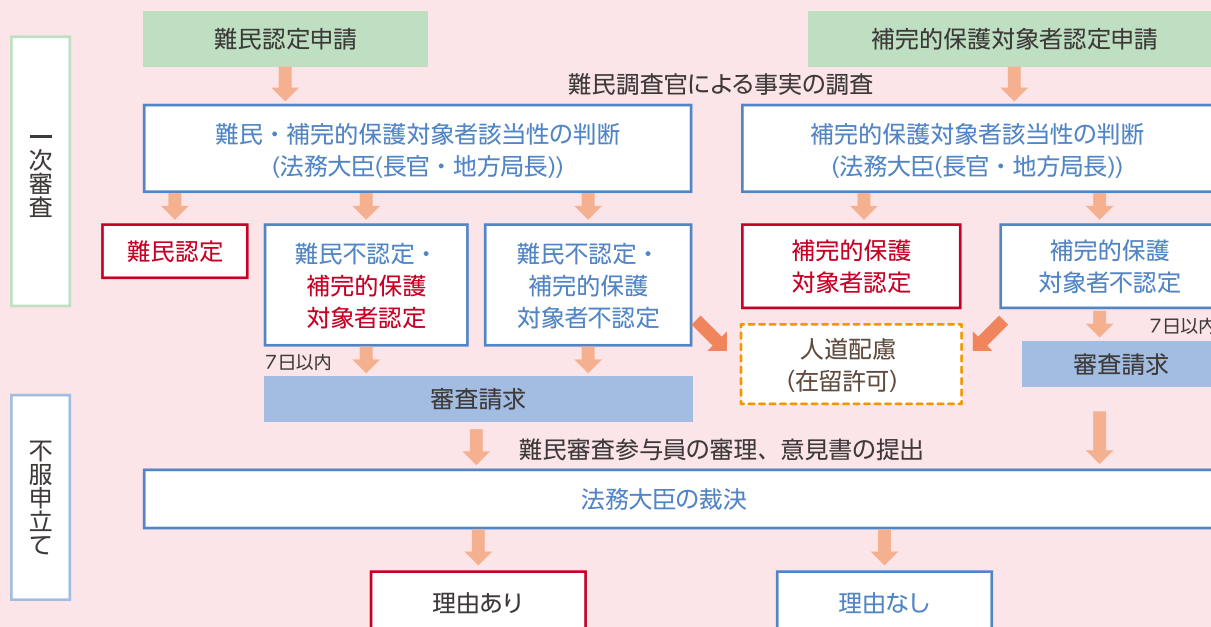


難民調査官による審査

2023年12月から補完的保護対象者の認定制度が開始されました。

※詳細については、P15を御覧ください。

難民認定・補完的保護対象者認定手続



難民認定制度の運用の一層の適正化

我が国では、難民と認定すべき者を適正に認定し、また、難民とは認定できない場合であっても、本国情勢等を踏まえ、人道上配慮が必要な者には我が国への在留を認めています。その上で難民認定制度の透明性の向上や、近年における難民認定申請者数の急増や申立内容の多様化への対応が必要となっています。

そのため、出入国在留管理庁では、UNHCR等の関係機関と緊密に連携しつつ、①難民該当性に関する規範的要素の明確化、②難民調査官の能力向上及び③出身国情報の充実を3つの柱として、難民認定制度の運用の一層の適正化に取り組んでおり、これらの取組を加速させるため、2021年7月に、UNHCRとの間で協力覚書（MOC）を交換しました。

また、上記①と関連して2023年3月には難民該当性を判断する際に考慮すべきポイントを整理するなどした「難民該当性判断の手引」を策定・公表しました。



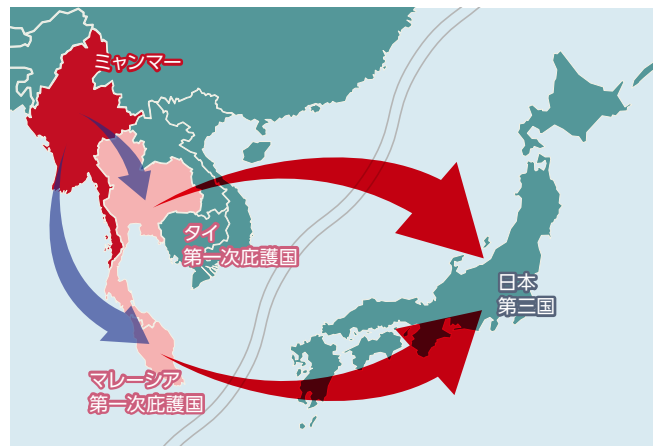
UNHCRとの署名式

第三国定住による難民の受入れ

第三国定住とは、出身国から避難し、隣国の難民キャンプ等で一時的な庇護を受けている難民を、当初庇護を求めた国から新たに受入れに合意した第三国に移動させ定住を認めるものです。

我が国でも、閣議了解等に基づき、パイロットケースとして2010年度から、タイの難民キャンプに滞在するミャンマー難民を毎年約30名受け入れることとし、2015年度からは、マレーシアに一時滞在するミャンマー難民を受け入れてきました。

そして、2020年度からは、閣議了解の一部変更等により、受入れの対象をアジア地域に一時滞在する難民に拡大するなどの決定がなされており、出入国在留管理庁では関係省庁と連携しつつ、難民の円滑な受入れに努めています。



第三国定住イメージ図（ミャンマー難民受入れの場合）

民間支援団体との連携の推進

市民団体と連携及び協働することによって、より良い施策の実現に取り組んでいくため、2012年、特定非営利活動法人なんみんフォーラム及び日本弁護士連合会の三者間で合意し、覚書を締結しました。

この覚書に基づき、2012年4月から2014年3月までの間、成田空港において難民該当性を主張する者のうち住居の確保が困難な者について、入国管理局（当時）からなんみんフォーラムに住居の確保を依頼し、受入れ可とされた者に対して、一時庇護のための上陸許可等をする「パイロットプロジェクト事業」を実施しました。

その後、三者間の協議を経て、現在は成田空港、羽田空港、中部空港及び関西空港において同様の取組を実施しています。



民間支援団体との打合せ



その他の取組

1

補完的保護対象者の認定制度の開始について

日本は、1981年に難民の地位に関する条約、1982年に難民の地位に関する議定書に順次加入し、同条約・議定書上の難民に該当する外国人を難民として認定し、適切な保護を行ってきました。一方で、近年、紛争避難民のように、迫害を受けるおそれがある理由が、難民条約上の5つの理由である人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見のいずれにも該当せず、条約上の「難民」に該当しないものの、保護を必要とする外国人が存在しています。

このような、条約上の「難民」ではないものの、「難民」と同様に保護すべき紛争避難民などを確実に保護する制度として、2023年12月1日より、補完的保護対象者の認定制度が開始されました。

「補完的保護対象者」とは、難民条約上の難民以外の者であって、難民の要件のうち「迫害を受けるおそれがある理由が難民条約上の5つの理由（人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見）であること」以外の要件を満たすものであり、補完的保護対象者の認定手続とは、外国人が補完的保護対象者に該当するかどうかを審査して決定する手続です。

補完的保護対象者の認定を受けると、難民の認定を受けた外国人と同様、原則として在留資格「定住者」が付与され、また、定住支援プログラムを受講することが可能となります。

補完的保護対象者への支援の概要

補完的保護対象者については、条約難民の定住支援プログラムと同程度の補完的保護対象者定住支援プログラムを提供

補完的保護対象者定住支援プログラム

- 日本語教育（572時限）
- 生活ガイダンス（120時限） ※1時限＝45分



定住支援プログラム受講中の支援

- 補完的保護対象者宿泊施設の提供
- 生活支援

上記のほか、ハローワークを中心とした就労支援、相談員による各種生活相談及びハンドブック等の配布による情報提供も実施

定住支援プログラムの開催時期等

令和5年度				令和6年度												令和7年度	
12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
制度 施行	・補完の保護対象者の認定 ・定住支援プログラム受講者の決定・準備等			昼間コース 第1回						昼間コース 第2回						昼間 第3回	
				夜間コース 第1回												夜間 第2回	

定住支援プログラム開催時期は毎年4月、10月（夜間コースは4月開催のみ）とし、通所又はオンラインでの受講とする。

2

ライフ・イン・ハーモニー推進月間について

外国人との共生社会の実現に向けて、我が国で生活する全ての人が、共に社会をつくっていくことの必要性や意義についての関心と理解を深めることが重要です。出入国在留管理庁は、外国人との共生に係る啓発月間として、令和6年から毎年1月を「ライフ・イン・ハーモニー推進月間」と決めました。期間中は、同月間の中央イベントである「オール・トゥギャザー・フェスティバル」を開催するなど、様々な広報・啓発活動を重点的に実施し、共生社会の実現に向けた意識醸成を推進しています。



「オール・トゥギャザー・フェスティバル」イベント会場の様子

詳しくは、こちらをご覧ください。



3

人身取引（性的サービスや労働の強要等）対策

人身取引対策への取組

人身取引とは、売春させて搾取することや強制的な労働をさせることなどを目的とし、暴力、脅迫、誘拐、詐欺、立場の違いを悪用するなどの手段を用い、人を獲得・輸送・売買・収受するなどの行為をすることをいいます。人身取引は重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

政府は、2000年11月に国連において採択された「人身取引議定書」に署名して以降、内閣官房をはじめ法務省、外務省、厚生労働省及び警察庁等関係府省庁一体となって人身取引対策に取り組んでおり、2014年12月にはこれを強力に推進するため関係閣僚から構成される「人身取引対策推進会議」を設置しました。

出入国在留管理庁においても、2022年12月に策定された「人身取引対策行動計画2022」に基づき、関係府省庁と更に緊密な連携を図りつつ、また、外国の関係機関、国際機関及びNGOとの関係を強化して、人身取引の防止を図るとともに、潜在化しているおそれのある人身取引事案をより積極的に把握し、その撲滅と被害者の適切な保護に取り組んでいます。

出入国在留管理庁の取組

Prevention（防止）

- 上陸審査・在留審査の厳格化
- ブローカーの調査・取締の強化
- 大使館や航空会社等との協力

Protection（保護）

- 外国人被害者への在留特別許可等による法的地位の安定化
- 迅速・円滑な帰国支援

Prosecution（訴追等）

- 不法就労助長事案等への積極的取組
- 外国人加害者の退去強制

4

国際社会等への対応

条約締結等への対応

出入国在留管理庁では、EPA（経済連携協定）のような枠組みや、OECD（経済開発協力機構）、APEC（アジア太平洋経済協力）、ICAO（国際民間航空機関）等、多国間での情報・意見交換や協力関係の向上を目的とした枠組み等について、所管業務に深く関連するものとして、積極的な対応を行っています。

また、我が国が締結している「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（国際人権B規約）等に関する政府報告について、出入国在留管理行政に関する観点から報告書の作成や政府報告の審査及びそのフォローアップに関わっています。

国際会議

2023年12月20日から22日、第3回東京イミグレーション・フォーラムが、17か国・地域と2国際機関の代表の参加を得て開催されました。全体会合の議題「出入国在留管理行政における外国人の人権保護」では、「厳格かつ適切な出入国管理」と「外国人の基本的人権の尊重」との両立が求められる入管当局が抱える諸課題や対応について、情報共有や意見交換が行われました。分科会は、4つのテーマに分かれて行われ、「最近導入した出入国在留管理上の施策」、「入管行政における国内外に向けた情報発信」、「難民・避難民の保護の在り方」及び「非正規移住者を含む不法入国防止対策」について、情報共有や意見交換が行われました。

このほか、国際テロ対策や国際組織犯罪対策を検討する上級専門家会合「G7ローマ・リヨングループ」のサブグループの一つである移民専門家会合、領事当局間協議等に出席して積極的に我が国の立場を説明し、各国との協力関係の構築に努めているほか、ASEAN入管総局長・外務省領事局長会合+3協議等、多国間での情報共有や意見交換を目的とした会合にも参加しています。



第3回東京イミグレーション・フォーラム



付録 在留資格一覧表

在留資格	本邦において行うことができる活動		該当例	在留期間
外交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動		外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等及びその家族	外交活動の期間
公用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動（この表の外交の項に掲げる活動を除く。）		外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関等から公の用務で派遣される者等及びその家族	5年、3年、1年、3月、30日又は15日
教授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動		大学教授等	5年、3年、1年又は3月
芸術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動（この表の興行の項に掲げる活動を除く。）		作曲家、画家、著述家等	5年、3年、1年又は3月
宗教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動		外国の宗教団体から派遣される宣教師等	5年、3年、1年又は3月
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動		外国の報道機関の記者、カメラマン	5年、3年、1年又は3月
高度専門職	1号 高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定める基準に適合する者が行う次のイからハまでのいずれかに該当する活動であって、我が国の学術研究又は経済の発展に寄与することが見込まれるもの	イ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営若しくは当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動 ロ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動 ハ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動	ポイント制による高度外国人材	5年
	2号 1号に掲げる活動を行った者であって、その在留が我が国の利益に資するものとして法務省令で定める基準に適合するものが行う次に掲げる活動 イ 本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導又は教育をする活動 ロ 本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動 ハ 本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動 ニ 2号イからハまでのいずれかの活動と併せて行うこの表の教授、芸術、宗教、報道、法律・会計業務、医療、教育、技術・人文知識・国際業務、介護、興行、技能、特定技能2号の項に掲げる活動（2号イからハまでのいずれかに該当する活動を除く。）			無期限
経営・管理	本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営又は管理に従事する活動を除く。）		企業等の経営者・管理者	5年、3年、1年、6月、4月又は3月
法律・会計業務	外国法務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動		弁護士、公認会計士等	5年、3年、1年又は3月
医療	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動		医師、歯科医師、看護師	5年、3年、1年又は3月
研究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動（この表の教授の項に掲げる活動を除く。）		政府関係機関や私企業等の研究者	5年、3年、1年又は3月
教育	本邦の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動		中学校・高等学校等の語学教師等	5年、3年、1年又は3月
技術・人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（この表の教授、芸術、報道、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤、介護、興行の項に掲げる活動を除く。）		機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等	5年、3年、1年又は3月
企業内転勤	本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術・人文知識・国際業務の項に掲げる活動		外国の事業所からの転勤者	5年、3年、1年又は3月
介護	本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動		介護福祉士	5年、3年、1年又は3月
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動（この表の経営・管理の項に掲げる活動を除く。）		俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等	3年、1年、6月、3月又は30日
技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動		外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等	5年、3年、1年又は3月

在留資格	本邦において行うことができる活動		該当例	在留期間
特定技能	1号	法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（入管法第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。）であって法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験が必要とする技能を要する業務に従事する活動	特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人	法務大臣が個々に指定する期間 (1年を超えない範囲)
	2号	法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であって法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動	特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人	3年、1年又は6月
技能実習	1号	イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第一号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動	技能実習生	法務大臣が個々に指定する期間 (1年を超えない範囲)
		ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第一号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動		
	2号	イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第二号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動		法務大臣が個々に指定する期間 (2年を超えない範囲)
		ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第二号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動		
	3号	イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第三号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動		法務大臣が個々に指定する期間 (2年を超えない範囲)
		ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第三号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動		
文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動（この表の留学、研修の項に掲げる活動を除く。）		日本文化の研究者等	3年、1年、6月又は3月
短期滞在	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動		観光客、会議参加者等	90日若しくは30日又は15日以内の日を単位とする期間
留学	本邦の大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の中学部、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の小学部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動		大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中学校及び小学校等の学生・生徒	法務大臣が個々に指定する期間 (4年3月を超えない範囲)
研修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技能等の修得をする活動（この表の技能実習1号、留学の項に掲げる活動を除く。）		研修生	2年、1年、6月又は3月
家族滞在	この表の教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、特定技能2号、文化活動、留学の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動		在留外国人が扶養する配偶者・子	法務大臣が個々に指定する期間 (5年を超えない範囲)
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動		外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等	5年、3年、1年、6月、3月又は法務大臣が個々に指定する期間 (5年を超えない範囲)

在留資格	本邦において有する身分又は地位	該当例	在留期間
永住者	法務大臣が永住を認める者	法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）	無期限
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者	日本人の配偶者・子・特別養子	5年、3年、1年又は6月
永住者の配偶者等	永住者等の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子	5年、3年、1年又は6月
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等	5年、3年、1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間 (5年を超えない範囲)

私たちは、出入国在留管理行政が少しでも皆様に理解され 身近なものになることを願っています。

出入国・在留等の手続についてのお問い合わせ先

>>> 地方出入国在留管理官署

札幌出入国在留管理局	〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎		TEL 0570-003259 (IP電話・海外から:011-211-5701)
仙台出入国在留管理局	〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20 仙台第2法務合同庁舎		TEL 0570-022259 (IP電話・海外から:022-256-7025)
東京出入国在留管理局	〒108-8255 東京都港区港南5-5-30		TEL 0570-034259 (IP電話・海外から:03-5796-7234)
東京出入国在留管理局 四谷分庁舎	〒160-0004 東京都新宿区四谷1-6-1四谷タワー13階・14階		TEL 0570-011000
	在留調査部門	所属機関等に関する届出・所属機関による届出	TEL 03-5363-3032
	オンライン審査部門	在留オンライン申請手続	TEL 03-5363-3030
	情報管理部門	審査記録管理	TEL 03-5363-3039
成田空港支局	〒282-0004 千葉県成田市古込字古込1-1 第2旅客ターミナルビル6階		TEL 0476-34-2222 (代) TEL 0476-34-2211
羽田空港支局	〒144-0041 東京都大田区羽田空港2-6-4 羽田空港CIQ棟		TEL 03-5708-3202 (代)
横浜支局	〒236-0002 神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7		TEL 0570-045259 (IP電話・海外から:045-769-1729)
名古屋出入国在留管理局	〒455-8601 愛知県名古屋市港区正保町5-18		TEL 0570-052259 (IP電話・海外から:052-217-8944)
中部空港支局	〒479-0881 愛知県常滑市セントレア1-1 CIQ棟3階		TEL 0569-38-7410 (代)
大阪出入国在留管理局	〒559-0034 大阪府大阪市住之江区南港北1-29-53		TEL 0570-064259 (IP電話・海外から:06-4703-2050)
関西空港支局	〒549-0011 大阪府泉南郡田尻町泉州空港中1		TEL 072-455-1453 (代)
神戸支局	〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎		TEL 078-391-6377 (代)
広島出入国在留管理局	〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎内		TEL 082-221-4411 (代)
高松出入国在留管理局	〒760-0033 香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎 (総務課、警備部門)		TEL 087-822-5852 (代)
	〒760-0011 香川県高松市浜ノ町72-9 浜ノ町分庁舎 (審査部門)		TEL 087-822-5851
福岡出入国在留管理局	〒810-0073 福岡県福岡市中央区舞鶴3-5-25 福岡第1法務総合庁舎		TEL 092-717-5420 (代)
那覇支局	〒900-0022 沖縄県那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎		TEL 098-832-4185 (代)
東日本入国管理センター	〒300-1288 茨城県牛久市久野町1766-1		TEL 029-875-1291 (代)
大村入国管理センター	〒856-0817 長崎県大村市古賀島町644-3		TEL 0957-52-2121 (代)

>>> 外国人在留支援センター (FRESC/フレスク)

外国人在留支援センター	〒160-0004 東京都新宿区四谷1-6-1四谷タワー13階	TEL 0570-011000 (IP電話・海外から: 03-5363-3013)
-------------	---------------------------------	--

>>> 外国人在留総合インフォメーションセンター等 (外国人在留総合相談を実施している窓口)

来所相談	上記の各地方出入国在留管理官署 (東京出入国在留管理局四谷分庁舎、各空港支局及び各入国管理センターを除く。)
電話相談	TEL 0570-013904 (IP電話・海外から: 03-5796-7112)

